

教育・保育給付認定のしおり

(令和7年度 入園のしおり 抜粋版)

1 教育・保育給付認定の概要

- ① 教育・保育給付認定について
- ② 教育・保育給付認定の申請方法(支給認定証の交付のみ受けたい場合)
- ③ 保育の必要な事由(認定事由)
- ④ 保育の必要量
- ⑤ 申請に必要な書類

2 認定内容に変更がある場合



一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ 0・1・2ちびっこようちえん)をご利用希望の場合、幼稚園へのお申込みの前に、所沢市での教育・保育給付認定(3号認定)を受けている必要があります。

1 教育・保育給付認定の概要

①教育・保育給付認定について

教育・保育を受けられるかどうかを、子どもの年齢や保育必要性の有無に応じて認定し、支給認定証を交付しています（以下「教育・保育給付認定」といいます）。

支給認定証は、施設を退園・卒園するときに返却又は破棄してください。

【表1】教育・保育給付認定の区分

年齢	保育 必要性	区分		希望する教育・保育の形態
3歳 以上	なし	1号認定（教育標準時間認定）		教育を希望する場合
	あり	2号認定 （保育認定）	ど ち ら か ----- ど ち ら か	保育標準時間（注ア） 保育短時間（注ア） 該当し、保育を希望する場合
3歳 未満	あり	3号認定 （保育認定）	ど ち ら か ----- ど ち ら か	保育標準時間（注ア） 保育短時間（注ア） 該当し、保育を希望する場合

（注ア）保育標準時間は最長11時間、保育短時間は最長8時間の保育必要量になります。

②教育・保育給付認定の申請方法(支給認定証の交付のみ受けたい場合)

各施設の利用を希望する場合は別途申請が必要です。利用希望施設への申し込みの際に支給認定証が必要となることがあります。

◆教育・保育給付認定2号または3号認定の申請

必要書類：①教育・保育給付認定申請書兼現況届

+

保育の必要な事由に対応する必要書類
(父母それぞれの分が必要です)

**必要書類の様式は所沢市ホームページ又は
保育幼稚園課にて配布しています。**

提出先：所沢市役所保育幼稚園課

結果通知：郵送で支給認定証を発送します。

提出期限：施設のご利用開始希望月の前月15日まで
(15日が土・日・祝日の場合は直前の平日)



教育・保育給付認定が決定した場合、支給認定証を発行します。

原則、認定開始日の遡りはできません。施設の利用開始前にお手続きください。

③保育の必要な事由(認定事由)

保育必要性のある教育・保育給付認定(2・3号認定)を受ける場合、「保育の必要な事由」(以下「認定事由」といいます)に該当することが必要です。**父母それぞれいずれか一つ(合算不可)**の認定事由を選択し、必要条件を確認の上、該当する必要書類をご用意ください。

必要書類については、**申請日から起算して3か月以内**に作成・発行されたものをご提出ください。

【表2】認定事由の種類・条件と必要書類

認定事由 (いずれか一つ選択)	必要条件	必要書類 (様式はホームページ又は保育幼稚園課で配布)
労働 (注イ)	1日実働4時間以上、月16日以上かつ実働64時間以上の勤務をしていること	就労証明書 + 自営業の場合やダブルワークの場合は追加書類が必要(注イ)
出産 (注ウ)	出産(予定)日の前1か月から出産後2か月の間であること	母子手帳の出産予定日記載ページの写し+母の名前記載ページの写し
保護者の 疾病・障害	障害・精神福祉・療育手帳のいずれかの取得、又は診断書で保育が必要であることが確認できること	障害・精神福祉・療育手帳の写し又は保育幼稚園課指定の⑥診断書 内容から保育が必要であることが明らかであれば指定外の診断書でも可
同居親族等の 介護・看護	介護・看護に週16時間以上(月16日以上かつ64時間以上)従事していること	介護・看護対象の診断書 又は 障害・精神福祉・療育手帳・介護保険証の写し + 介護・看護のスケジュール表
災害	地震、風水害、火災等の災害を被り、復旧にあたっていること	罹災証明書 又は 罹災届出証明書
求職活動 (注エ)	求職活動を行っていること	⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書
就学 (注オ)	学校、専修学校、各種学校又は職業訓練校等で週16時間以上就学すること(月16日以上かつ64時間以上)	在学証明書 又は 合格通知 又は 各種通知(ハローワークでの職業訓練の場合) + 時間割等のスケジュール表
虐待・DV	虐待やDVを受けている(おそれがある)こと	公的機関等からの書類(注カ)
育児休業 (注キ)	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ 0・1・2ちびっこようちえん)は、 本認定事由は対象外です。	
その他	上記に類する状態にあり、市長が認めた場合	

(注イ) 会社に雇用されている場合、会社に「就労証明書」を記入していただきます。

自営業を営んでいる場合、「就労証明書」はご自身で記入していただき、自営業を営んでいることの証明（「商業登記簿謄本」「確定申告書（第一表＋収支内訳書又は決算書）」「委託契約書」「営業許可書」「開業届」のいずれかの写し）と、勤務内容のわかるスケジュール表（ひと月あたりの就労日数及び一日あたりの就労時間・休憩時間のわかるもの）を添付してください。

委託・請負による仕事の場合も自営業の場合と同様にご自身で記入してください。

ダブルワークの場合は、それぞれの勤務内容が分かるスケジュール表（ひと月あたりの就労日数及び一日あたりの就労時間・休憩時間のわかるもの）を添付してください。

その他不明な点については就労証明書裏面をご確認ください。

(注ウ) 出産要件で認定された場合、認定期間は最長で産後2か月までです。本要件は延長及び別の要件に切り替えることができず退園となります。認定期間終了後も利用を希望する場合、新たな認定事由で再度申込みが必要です。

(注工) 認定後、3か月以内に就労し「就労証明書」を提出することが条件です。

内定中や起業準備中等、勤務内容は決まっているが「就労証明書」が提出できない場合、「⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書」に勤務内容を記載することができます。その場合の認定期間は1か月となり、1か月以内に改めて「就労証明書」の提出が必要です。

なお、勤務開始前であっても「就労証明書」で勤務内容を確認できる場合は労働として扱います。

(注オ) 主に学校教育法第1条、第124条、第134条第1項に規定する教育施設（準ずる施設を含む）が対象です。ハローワークでの職業訓練を受けている場合は在学証明書等の代わりにハローワークの発行する「職業訓練受講指示書・職業訓練受講推薦通知書・就職支援計画書」のいずれかが必要です。時間割等のスケジュール表がない場合、就学予定(保育短時間)として扱い、認定期間が1か月となります。1か月以内に改めてスケジュール表の提出が必要です。

(注力) 次のいずれかの書類によって虐待やDVの事実を確認できることが必要です。

- ・配偶者暴力相談支援センター等の「配偶者からの暴力の被害者の保護等に関する証明書」（保護の事実が確認できる場合）又は裁判所からの「保護命令」
- ・所沢児童相談所又は所沢市こども未来部こども家庭センターからの依頼通知又は文書

(注キ) 下の子の育児休業中も継続して保育施設等の利用を希望する場合、「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」にて、育児休業の認定事由への変更手続きが必要です。

◆父母どちらかの必要書類を用意できない場合

原則父母の書類を揃えていただく必要があります。ただし、次に該当する場合は不足分に代わる書類の提出をもって申請できる場合があります。

離婚、又は未婚の場合・・・戸籍謄本の写し

DVとその他の事情による場合・・・「⑦離婚を前提とした別居中等の誓約書」で指定する書類

※所沢市外に住民票がある場合は保育幼稚園課にお問合せください。

【表3】認定事由ごとの認定期間(注ク)

認定事由	認定期間	認定事由	認定期間
労働	就学前までの保育が必要な期間	求職活動	求職開始日の3か月後の月末まで
出産	産後2か月後の月末まで(注ウ)	就学	卒業見込の月末まで(注オ)
保護者の 疾病・障害	治療見込期間の月末まで	虐待・DV	証明書等の証明日から1年
同居親族等の 介護・看護	就学前までの保育が必要な期間	育児休業	下の子の育児休業または就学前までの育児休業がある期間の月末まで（詳細はp19）
災害	全壊・大規模半壊罹災年月日から1年	その他	状況に応じて

(注ク) 3号認定の場合、上記期間が「3歳になる誕生日の前々日」のいずれか早い日まで

④保育の必要量

教育・保育給付認定のうち2・3号の認定を受けると、提出書類の内容に応じて、保育の必要量が「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに区分されます。

保育標準時間（最長 11 時間）	主にフルタイムでの従事を想定した利用時間
保育短時間（最長 8 時間）	主にパートタイムでの従事を想定した利用時間

- ◆認定事由ごとの保育の必要量は、以下の表のとおりです。
- ◆保育の必要量の希望がない場合、保育標準時間の条件を満たしていれば保育標準時間、満たしていなければ保育短時間で認定します。条件については【表4】をご覧ください。
- ◆保育標準時間の条件を満たしている場合も、ご希望により保育短時間に変更することは可能です。
- ◆実際に保育できる時間については、原則認定事由に基づく理由のある時間（「労働」であれば通勤+労働+帰宅にかかる時間、「就学」であれば通学+授業+帰宅にかかる時間）となります。具体的な時間や取扱いについては、預ける保育施設が決定します。

【表4】認定事由ごとの保育の必要量

認定事由	保育の必要量
労働	月の実働時間が 120 時間以上で標準時間を選択可能（注ケ）
出産	無条件で標準時間を選択可能
保護者の疾病・障害	無条件で標準時間を選択可能
同居親族等の介護・看護	月の従事時間が 120 時間以上で標準時間を選択可能（注コ）
災害	無条件で標準時間を選択可能
求職活動	短時間認定のみ（注サ）
就学	月の授業時間が 120 時間以上で標準時間を選択可能（注コ）
虐待・DV	無条件で標準時間を選択可能
育児休業	短時間認定のみ
その他	無条件で標準時間を選択可能

（注ケ）例外として、月の実働時間が 120 時間以上でない場合も、月の実働時間が 100 時間以上あり、かつ月の休憩時間を含んだ労働時間と往復通勤時間の合計が 120 時間以上となる場合は保育標準時間を選択することができます。

（注コ）同居親族等の介護・看護、就学の場合の保育の必要量は、労働における保育の必要量算定基準に準じて認定します。

（注サ）勤務内容は決まっているが、「就労証明書」が提出できず、「⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書」に勤務内容を記載した場合は、労働の認定事由と同様に保育の必要量を認定します。

⑤申請に必要な書類

【表5】申請書類について（様式はホームページ又は保育幼稚園課にて配布）

認定事由ごとの必要書類は、入園希望月の1日（復職予定の場合は復職する日）時点で確約できる内容の書類をご提出ください（注セ）。

必須書類	<input type="checkbox"/> ①教育・保育給付認定申請書兼現況届	必須
	<input type="checkbox"/> ①-1教育・保育給付及び施設の利用申請に関する確認	必須
	<input type="checkbox"/> ①-2個人番号届出書	必須
	<input type="checkbox"/> 父の認定事由ごとの必要書類（p2）	選択必須
	<input type="checkbox"/> 母の認定事由ごとの必要書類（p2）	選択必須

- ◆申込みは市役所窓口での受付のほか、郵送でも受け付けています。郵送の場合は書留またはレターパック等の追跡可能な郵送方法で、**締切日必着**で郵送してください。書類が到達しなかった場合、市では責任を負いかねますのでご了承ください。
- ◆申請書類に不備があった場合、認定の対象外となることがあります。不足書類等も必ず締切日までに提出してください。
- ◆申請書類に虚偽の記載があったり、利用希望月の初日（復職した日）の状況が申請書類の内容と異なることがわかった場合は、認定結果が取消となる場合があります。

2 認定内容に変更がある場合

認定期間中に何かしらの状況の変更があった場合、「教育・保育給付認定変更申請書」に変更内容を記載し、必要書類がある場合は添付して保育幼稚園課までご提出ください。「教育・保育給付認定変更申請書」を含む各種書類は保育幼稚園課窓口及びホームページで取得することができます。

- ◆原則市にご提出いただいた翌月から変更が適用されます。
- ◆用紙が足りない場合は、お手元にある用紙をコピーしてご利用ください。

勤務先についての情報や勤務形態に変更があった場合

- ◆勤務先についての情報（名称・住所・電話番号）や勤務形態が変わった場合

「就労証明書」を新しい情報で再度ご提出ください。

勤務形態等の変更に伴い、認定事由の最低条件を下回ってしまう場合、労働要件では認定ができなくなります。変更する前に必ず最低条件を満たしているか確認してください。

また、最低条件を満たしている場合でも、実働時間と勤務日数によっては保育必要量の変更が生じる場合があります。

- ◆勤務先を辞めた場合

求職活動をする場合は「⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書」をご提出ください。

求職活動の認定事由では、認定期間は離職日から3か月後の月末まで、保育必要量は保育短時間となります。

既に別の勤務先が決まっている場合は、新しい勤務先の「就労証明書」をご提出ください。

その際、認定事由の最低条件を満たしているか確認してください。新しい勤務先の実働時間と勤務日数によっては保育必要量の変更が生じる場合があります。

結婚・離婚等により世帯員の変更があった場合

- ◆結婚等により世帯員が増えた場合

「教育・保育給付認定変更申請書」で世帯員が増えたことを保育幼稚園課にお知らせいただくとともに、新たに保護者となった方の認定事由ごとの必要書類をご提出ください。

- ◆離婚等により世帯員が減った場合

「教育・保育給付認定変更申請書」で世帯員が減ったことを保育幼稚園課にお知らせください。

- ◆その他の事由で世帯員に増減があった場合

例えば、引越しに伴う祖父母の増減等があります。「教育・保育給付認定変更申請書」で世帯員の増減を保育幼稚園課にお知らせください。

住所に変更があった場合

◆所沢市内での転居の場合

「教育・保育給付認定変更申請書」で転居の事実を保育幼稚園課にお知らせください。

◆所沢市外へ転出する場合

「教育・保育給付認定変更申請書」の退所・退園の項目で認定の解除をお知らせください。

※注意！※

一般型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ 0・1・2ちびっこようちえん）を利用している方が、利用途中で所沢市外へ転出した場合、転出時点で利用不可となりますのでご注意ください。

その他認定事由に関する変更があった場合

- ◆保育必要量の変更（標準時間・短時間）を希望する場合、「教育・保育給付認定変更申請書」に変更後の保育必要量を記載して保育幼稚園課までご提出ください。同時に勤務時間等の変更もある場合、認定事由ごとの必要書類も添付してください。
- ◆認定事由を変更する場合、「教育・保育給付認定変更申請書」と新たな認定事由の必要書類を保育幼稚園課までご提出ください。
- ◆教育・保育給付認定は、保護者が労働や疾病等の事由により、子どもを保育することができない事由を認定するものです。認定後に認定事由を変更することは可能ですが（出産要件を除く）、認定事由に該当しなくなったときは、認定終了となります。
- ◆「認定事由に該当しなくなったとき」とは、家庭での保育が可能になった、療養中の病気が治った、出産事由の認定有効期間が終了した、等の場合を指します。
- ◆認定事由に該当するか否かは、随時、調査を行っています。電話等でお問合せさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。